

# 全国日独協会連合会規約

## (名称)

第1条 本連合会は全国日独協会連合会(以下、連合会という)と称する。

## (目的及び事業)

第2条 本連合会の目的及び事業は次のとおりとする。

1. 日独親善に資する事業の企画・実行
2. 連合会加盟会員協会間の相互親睦と連絡協議、並びに情報交換
3. ドイツ日独協会連合会及びその会員協会との相互親睦、連絡協議、情報交換
4. ドイツ大使館他ドイツ諸機関との相互交流、連絡協議、情報伝達
5. その他の関連事業

## (事務局)

第3条 本連合会の事務局は、公益財団法人日独協会事務局が兼任するものとする。

## (会員)

第4条 日独両国の理解と親睦に寄与するために設立され、本連合会の趣旨に賛同する日独協会または類似名称の協会で、連合会総会において入会を認められた協会を本連合会の会員とする。

## (会費)

第5条 本連合会会員は、2012年4月17日の東京での総会で決議された、所定の年会費を事務局に納めるものとする。  
やむを得ない理由などにより年会費を納付しない会員は、未納付に係る年度の期間、「登録会員」とする。その間、事務局は当該「登録会員」に対して、連合会ニュースレター等の情報配信は行いが、総会等における議決権の行使を停止することとする。

## (役員)

- 第6条
1. 本連合会に次の役員を置く。
    - (1) 会長 1名
    - (2) 会長代行 1名
    - (3) 副会長 約10名

(4) 監事 2名

2. 前項の役員のほか、名誉会長（ドイツ大使など）を置くことができる。

(役員の選任)

第7条

1. 会長は、副会長会議にて協議・推薦し、連合会総会にて選任する。
2. 会長代行は、副会長会議にて協議・推薦し連合会総会にて選任、会長がこれを委嘱する。
3. 副会長は会長が選任し、連合会総会に報告する。
4. 監事は、副会長会議にて協議・推薦し、連合会総会にて選任する。
5. 名誉会長は連合会総会において選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の任期)

第8条

役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員の任務)

第9条

1. 会長は本連合会を代表し、その会務を総理する。
2. 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時、会長が会議・行事などに出席不可能な時、会長の全権委任により会長の職務を執行する。
3. 副会長は会長及び会長代行を補佐し、第10条の審議を行う。
4. 監事は本連合会の会計及び運営が適法、適正に行われている事を監査する。

(連合会総会)

第10条

1. 連合会総会が本連合会の最高意思決定機関となり、連合会総会は原則として1年に一度会長が招集し開催するものとし、議長は会長がこれに当たるものとする。
2. 連合会総会は、会員協会の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。
3. 連合会総会の決議事項は本条4項の通りとし出席協会（委任状を含む）の過半数（委任状を含む）の賛成をもって決定するものとする。但し、議長及び登録会員は採決に加わることは出来ない。尚、賛否同数の際は議長裁決とする。
4. 決議事項：（1）連合会役員（副会長を除く）の選任・選出  
（2）連合会会員の入退会の承認  
（3）予算案・決算案の承認  
（4）その他重要事項の決議
5. 報告事項：（1）副会長人事

- (2) 連合会会員間の活動報告を通じての情報交換
- (3) 連合会会員間の親睦

(委員会等の設置)

- 第11条 本連合会の下に、委員会、会議等必要な組織を置く事が出来る。  
2. その運営は別に定める。

(規約改正)

- 第12条 本規約は連合会総会の過半数(委任状を含む)をもって改正する。

附則 この規約は、平成20年(2008年)4月15日から施行する。

(平成23年(2011年)10月21日 一部改正)

(平成24年(2012年)4月17日 一部改正即実施)

(平成25年(2013年)6月7日 第5条改正)

(平成28年(2016年)4月22日 一部改正)

(平成29年(2017年)4月21日 一部改正)